

全国厚生労働関係部局長 会議（厚生分科会）資料

平成25年2月20日（水）

雇用均等・児童家庭局

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）

目 次

（重点事項）

1. 安心こども基金の積み増し・延長について…………… 3
 - （1）安心こども基金の積み増し・延長について
 - （2）地域子育て支援拠点事業の機能強化

2. 待機児童解消のための保育士の確保について…………… 4
 - （1）保育士確保施策の拡充
 - （2）保育士の資格取得と継続雇用の強化
 - （3）保育士の処遇改善

3. 放課後児童対策について…………… 6
 - （1）放課後児童クラブの主な改正事項について
 - （2）放課後児童クラブの平成25年度予算案について

4. 児童手当制度の予算について…………… 8
 - （1）平成25年度予算案について
 - （2）その他

5. 社会的養護の充実について…………… 9
 - （1）施設における家庭的養護の推進について
 - （2）里親支援等の推進について

6. 母子家庭等自立支援対策について…………… 11
 - （1）母子家庭等の自立支援施策の推進について
 - （2）高等技能訓練促進費等事業について
 - （3）母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について
 - （4）母子家庭及び寡婦の生活の向上のための措置に関する基本的な方針について

7. 児童虐待防止対策について……………	14
(1) 児童虐待の現状について	
(2) 子ども虐待による死亡事例等の検証について	
(3) 平成24年度補正予算案及び平成25年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について	
(4) 児童相談所・市町村における虐待防止対策について	
(5) 措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について	

8. 妊婦健康診査の公費助成に関する財源の見直しについて……………	20
-----------------------------------	----

9. 小児慢性特定疾患対策の中間報告について……………	20
-----------------------------	----

(予算案概要)

○ 平成25年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要……………	23
-------------------------------	----

(連絡事項)

1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について……………	33
(1) 児童福祉施設等の整備について	
(2) 児童福祉施設等の運営について	

2. 社会的養護の充実について……………	39
(1) 被虐待児童等への支援の充実について	
(2) 要保護児童の自立支援の充実について	

3. 母子家庭等自立支援対策について……………	41
(1) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について	
(2) 養育費確保等について	
(3) 児童扶養手当について	

4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等 について……………	43
(1) 配偶者からの暴力対策等のための婦人相談所等の取組の推進 について	
(2) 人身取引被害者の保護について	

5. 児童健全育成対策について……………	44
(1) 放課後児童対策について	
(2) 児童厚生施設の設置運営について	
(3) 児童委員について	
(4) 児童福祉週間について	
6. 保育対策等の推進について……………	51
(1) 平成25年度予算案（保育対策関係）について	
(2) 平成24年度補正予算案等（保育対策関係）について	
(3) 保育所等における事故防止について	
(4) 保育所におけるアレルギー等のガイドラインの活用について	
7. 母子保健対策について……………	55
(1) 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に係る見直し内容について	
(2) 離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について	
(3) 地方分権二次一括法による母子保健事業の市町村への移譲について	
(4) 健やか親子21の最終評価と次期プラン策定について	
8. 仕事と家庭の両立支援対策について……………	57
(1) 仕事と家庭の両立支援の推進について	
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び認定について	
(3) ファミリー・サポート・センター事業について	
9. 生活扶助基準の見直しに伴う対応について……………	59

(関連資料)

資料1	安心こども基金の積み増し・延長について	63
資料2	地域子育て支援拠点の機能強化	64
資料3	保育所待機児童の解消について	65
資料4	待機児童解消のための保育士の確保策	66
資料5	民改費の仕組みを基礎とした保育士確保策	69
資料6	放課後児童クラブの主な改正事項	70
資料7	放課後児童クラブについて	71
資料8	放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移	72
資料9	放課後児童クラブの現状	73
資料10	平成25年度放課後子どもプラン推進事業費補助金 放課後児童健全育成事業等分単価（基準額）（案）	74
資料11	平成25年度における児童手当制度の予算について	75
資料12	社会的養護の充実について	76
資料13	児童養護施設等の家庭的養護への転換	78
資料14	家庭的養護推進計画と都道府県推進計画	79
資料15	里親支援の体制整備について	81
資料16	里親支援専門相談員の配置状況	82
資料17	都道府県別の里親等委託率の差	83
資料18	里親等委託率の最近7年間の増加幅の大きい自治体	84
資料19	新生児等の新規措置の措置先（都道府県別）	85
資料20	乳児院退所後の措置変更先（都道府県別）	86
資料21	母子家庭の自立支援策の概要	87
資料22	高等技能訓練促進費等事業の見直しの概要	88

資料23	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について……………	89
資料24	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について……………	90
資料25	「母子家庭の寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の改正について……………	91
資料26	児童虐待の現状と対策……………	92
資料27	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）……………	93
資料28	児童虐待防止における児童相談所・市区町村と医療機関との連携強化について……………	94
資料29	安心こども基金における児童虐待防止対策緊急強化事業の整理について……………	95
資料30	妊婦健康診査の公費助成に関する財源の見直しについて…	96
資料31	平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について……………	97
資料32	「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（中間報告）」（概要）……………	98
資料33	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について……………	99
資料34	面会交流支援事業……………	100
資料35	学習ボランティア事業について……………	101
資料36	配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について……………	102
資料37	円滑な児童委員・主任児童委員活動について（依頼）（事務連絡）……………	103
資料38	平成25年度保育対策関係予算（案）の概要……………	104
資料39	一時預かり事業の機能強化……………	106

資料40	保育所等における事故防止の徹底について……………	107
資料41	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の概要…	108
資料42	「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要……………	109
資料43	「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン の概要……………	110
資料44	不妊に悩む方への特定治療支援事業について……………	111
資料45	離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等 の支援について……………	112
資料46	育児・介護休業法の概要……………	113
資料47	「イクメンプロジェクト」について……………	114
資料48	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画 の策定及び認定について……………	115
資料49	都道府県一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況…	116
資料50	ファミリー・サポート・センター事業について……………	117
資料51	生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について (対応方針) ……………	118

(重点事項)

1. 安心こども基金の積み増し・延長について

(1) 安心こども基金の積み増し・延長について（関連資料1参照）

安心こども基金は、待機児童解消のための集中的な保育所整備のほか、ひとり親家庭等に対する就業支援や生活支援の実施、東日本大震災により被災した子どもへの支援等を行っているところであり、基金のメニューのうち、保育所整備等については、平成24年度予備費において積み増し（1,118億円）、事業実施期限を平成25年度末まで延長した。

認定こども園等における保育の充実やひとり親家庭の支援等についても、平成25年度も引き続き推進していく必要があることから、平成24年度補正予算案で安心こども基金を積み増す（118億円）とともに、事業実施期限を平成25年度末まで延長することとしている。

また、従来子育て支援交付金において行ってきた地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等について、子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充することとしている。

さらに、保育士の人材確保に向けて、保育士等の処遇改善を実施するとともに、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、保育士の就業継続を支援する研修、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付等を実施する。（438億円）

予備費については既に配分したところであるが、補正予算案については成立後に、都道府県の安心こども基金の執行状況を踏まえた上で、必要額を交付する予定としている。

(2) 地域子育て支援拠点事業の機能強化（関連資料2参照）

地域子育て支援拠点事業については、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を見据え、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設する。

2. 待機児童解消のための保育士の確保について

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等により量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士の確保が課題となっている。保育士の人材確保には、新規人材の確保はもとより、継続的に勤務することができるような改善を行うことが必要である。

平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、待機児童の解消に向けた保育士の人材確保の推進が盛り込まれた。これを受け、平成24年度補正予算案において、安心こども基金により、保育士確保施策の拡充、保育士の資格取得と継続雇用の強化及び保育士の処遇改善について、事業の新設及び拡充を行った。これらの事業を活用し、待機児童解消に向けた保育士確保に一層取り組まれない。

(1) 保育士確保施策の拡充（関連資料3，4参照）

保育士養成施設新規卒業者を確保するための取り組みとして、保育所保育士と保育士養成施設の学生が交流する場の提供、学生を対象とした就職説明会の実施等が考えられる。各地方公共団体と保育士養成施設等の関係機関と連携し、積極的に取り組まれない。

保育士の就業継続支援には、保育所の管理者（所長等）や経営者への働きかけが重要である。管理者等を対象とした人事管理や職場環境改善等の研修の実施により、管内の保育所における、就業継続につながる職場環境の構築を支援されたい。

また、潜在保育士の再就職支援や保育所で働く保育士の相談及び保育所への助言を行う「保育士・保育所支援センター」の活用により、潜在保育士等への支援に取り組まれない。

研修実施や再就職支援等の実施にあたっては、社会福祉協議会や民間の研修事業者等の関係機関の協力を得ながら、効果的な事業の実施をお願いする。

(2) 保育士の資格取得と継続雇用の強化（関連資料4参照）

認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者に対し、保育士資格取得費用を助成する事業を活用し、認可外保育施設の認可保育所への移行を促進されたい。

また、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付により、入学者の増加を図るとともに、貸付を受けた地域で一定期間就職することで貸付金の返済を免除する仕組みにより、地域の保育所で働く人材を育成することができる。いずれの事業においても、社会福祉協議会や保育士養成

施設などの協力を得ながら、事業の周知と効果的な実施を図りたい。

(3) 保育士の処遇改善（関連資料4，5参照）

保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士等の処遇改善に取り組む民間保育所に対し、保育所運営費の「民間施設給与等改善費（民改費）」を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に交付する「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施することとした。

具体的には、各保育所における職員一人当たりの平均勤続年数が長いほど上乗せ額が多くなる仕組みとすることにより、保育士の処遇の全体的な改善を図り、離職防止に結び付けることとしている。

都道府県におかれては、保育士の処遇改善が確実に図られるよう事業の趣旨・内容について、管内市町村に十分周知いただくとともに、事業の執行に特段のご協力をいただきたい。

なお、今回の措置は保育士等の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、臨時応急の対応として、現行制度を前提として保育所運営費における民改費を基礎に講ずるものであり、一方、子ども・子育て新制度における施設型給付・委託費については、保育の質の改善を図るため、職員の配置基準の改善なども含め、単価の設定方法や公定価格のあり方そのものに関して、新たに子ども・子育て会議において検討することとしている。

3. 放課後児童対策について

(1) 放課後児童クラブの主な改正事項について

昨年8月に子ども・子育て関連3法が公布され、放課後児童クラブについても、量的拡充及び質の向上を図る観点から、所要の改正等がなされたところである。

放課後児童クラブに係る主な改正事項は以下のとおりであるので、ご了解いただきたい。

【対象児童】

- ①小学4年生以上を含む全ての小学生が対象となることを法律上、明確にした。(改正後の児童福祉法第6条の3)

【設備及び運営の基準】

- ②質の底上げを図ることを目的として、設備及び運営に関し、国が省令で基準を定め、これを踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとした。(改正後の児童福祉法第34条の8の2)

【市町村の関与】

- ③市町村が条例で定める基準の遵守を担保するため、国・都道府県・市町村以外の者から市町村に対し、事業内容等について事業開始前に届け出させるとともに、市町村は報告聴取や検査等ができることとした。(改正後の児童福祉法第34条の8、第34条の8の3)

【市町村の情報収集】

- ④市町村は、子育て支援事業を行う者から必要な情報を収集し、利用状況を正確に把握する必要があることから、情報収集について法律上明記するとともに、その実効性を担保するため、子育て支援事業を行う者の協力についても併せて規定した。

(改正後の児童福祉法第21条の11)

【事業の実施の促進】

- ⑤放課後児童クラブの供給を効率的かつ計画的に増大させるため、市町村が必要に応じて、公有財産(学校の余裕教室等)の貸付け等の措置を積極的に講ずることとした。(改正後の児童福祉法第56条の7)

【計画等】

- ⑥市町村は、「地域子ども・子育て支援事業計画」に事業の提供体

制の確保の内容等を定めるとともに、事業を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

(子ども・子育て支援法第3条、第59条、第61条)

今後、こうした法律の規定に沿って、新制度の円滑な施行に向けた準備を進めていくこととなるが、特に、放課後児童クラブに関する基準は、平成26年度半ばには、市町村で条例を制定していただく必要があることから、平成25年度中には国の考え方を示したいと考えている。

(2) 放課後児童クラブの平成25年度予算案について

平成25年度予算案については、平成26年度末までに受入児童数を111万人とすることを目指し、受入児童数を拡大するために必要なソフト・ハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面（運営費）については、保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、か所数の増（26,310か所→27,029か所）を図るとともに、研修受講のための費用を新たに計上し、運営費補助額の改善を図っている。（関連資料10参照）

また、「放課後児童の衛生・安全対策事業」により実施していた指導員の健康診断費の補助については、運営費に算入して実施することとしたので、ご了知いただきたい。

ハード面（整備費）については、従来の創設整備への国庫補助に加えて、平成25年度からは、他の社会福祉施設等と同様、耐震化等に対応するための改築及び大規模修繕や、受入枠の拡大に繋がる拡張整備についても補助対象とすることとしたので、積極的な活用をお願いしたい。

また、小学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブの設置や大規模クラブの解消等のための改修費・設備費についても引き続き予算計上しているので、併せて活用されたい。

4. 児童手当制度の予算について

(1) 平成25年度予算案について

平成25年度予算案における児童手当の給付総額については、次のとおりである。

平成25年度予算（案）について

○給付総額：2兆593億円（2兆2,631億円）

- ・国負担分：1兆2,564億円（1兆2,995億円）
- ・地方負担分：6,282億円（7,889億円）
- ・事業主負担分：1,747億円

※（ ）内の数字は公務員への支給分を含む

(2) その他

児童手当制度については、平成24年3月の「児童手当法の一部を改正する法律」（平成24年法律第24号）により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする恒久的な制度として、成立したものである。今後とも、各自治体におかれては、児童手当制度の円滑な運用に努めていただきたい。

5. 社会的養護の充実について

社会的養護の充実については、平成23年7月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」と「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。

これに沿って、施設の小規模化、施設機能の地域分散化など、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めており、平成24年度補正予算案及び平成25年度予算案においても、引き続き実施していくものであるため、都道府県市においては、積極的な取組をお願いする。

(1) 施設における家庭的養護の推進について（関連資料12～14参照）

社会的養護の養育は、できる限り家庭的な養育環境の中で行われることを目指し、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）に変えていく必要がある。

このため、既に実施している既存の建物の賃借料の助成や次世代育成支援対策施設整備交付金に加えて、平成24年度補正予算案においては、児童養護施設等の小規模化等の整備を促進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（1.35倍）を可能としている。

さらに、今後、安定した財源を確保した上で、児童養護施設等の人員配置の充実に取り組むこととしており、昨年11月30日に「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「通知」という。）を発出し、平成27年度からの15年間を推進期間とした計画を各施設（児童養護施設及び乳児院）及び各自治体において策定することとしているので、各都道府県市においては、地域の実情に即した計画的な取組をお願いする。

なお、通知内容を踏まえ、平成25年度からの小規模グループケア実施要綱を改正する予定である。

(2) 里親支援等の推進について

里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたとき

に孤立化を防ぐ里親支援の仕組みが重要である。

このため、平成24年度から定期的な里親家庭への訪問等の里親支援を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置できるようにしており、児童相談所数207か所に対し、平成24年11月末現在115か所となっている。

については各都道府県市においては、各児童相談所管内に1か所以上（必要に応じて複数か所）の配置を行い、里親支援等の体制の充実をお願いします。（関連資料12, 15, 16参照）

里親委託率については、関連資料17のとおり、自治体間で大きな差がある。関連資料18のとおり、福岡市や大分県をはじめ、最近7年間で大幅に伸ばした自治体も多い。これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われているところであり、引き続き積極的な取組をお願いします。

また、新生児の里親委託についても、自治体間で取組の差が大きいですが、「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）や「新生児里親委託の実例について」（平成23年3月30日事務連絡）で示したとおりであるので、取組の推進をお願いします。（関連資料19, 20参照）

6. 母子家庭等自立支援対策について

(1) 母子家庭等の自立支援施策の推進について（関連資料21参照）

母子家庭等に対する自立支援施策については、

- ① 保育所の優先入所やヘルパー派遣などの「子育てと生活支援」、
- ② 資格・技能の取得支援などの「就業支援」、
- ③ 養育費の取り決めに関する相談、情報提供などの「養育費の確保」、
- ④ 児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉資金の貸付等などの「経済的支援」

の4本柱により、総合的な自立支援を行っているところであり、今後とも様々な取組を推進していきたい。

(2) 高等技能訓練促進費等事業について（関連資料22参照）

高等技能訓練促進費等事業においては、母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため2年以上養成機関で修学する場合に、生活費の負担軽減のために訓練促進費等を支給している。

この事業は平成21年度より修学全期間（平成24年度に修学を開始した者は上限3年）に対する支給を暫定的に行ってきたが、毎年度補正予算（安心こども基金）を確保し、その後に支給期間が決定される不安定な仕組みであった。

このため、平成25年度予算案からは、当初予算において必要な予算額を確保し、補正予算に頼ることなく安定的に事業を実施できるようにするとともに、支給期間の上限の見直し等を行うこととしている。

具体的には、平成25年度入学生から、支給期間の上限を2年とし、2年課程の養成施設で修学する方については、これまでと同様に2年間を支給対象とし、3年課程の養成施設で修学する方については、最初の2年間を支給対象とした上で、3年目については母子福祉資金貸付金により支援を行うこととしている。また、新たに平成25年度入学生から父子家庭の父を対象に加えることとしている。

高等技能訓練費等促進事業については、資格取得者のうち就業に結びついた者の割合も高いなど母子家庭等の自立支援上有効な事業であることから、対象者への母子福祉資金の貸付については、資格取得を積極的に支援する方向での取組をお願いしたい。

なお、平成24年度末までに修学を開始した受給資格者に係る支給期間については、従前のおりである。

(3) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について（関連資料23, 24参照）

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が議員立法により昨年の通常国会で成立し、平成24年9月14日に公布され、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行期日を定める政令（平成25年政令第2号）において、平成25年3月1日から施行されることとなった。

特別措置法は、ひとり親の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援への協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務等を規定している。

これを受けて、国としては、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、

- ① 母子家庭及び寡婦の生活の向上のための措置に関する基本的な方針の改正（詳細は（4）参照）
- ② 毎年の施策の実施状況のホームページ公表
- ③ 民間団体・事業者に対するひとり親の就業促進に向けた協力要請及び非常勤職員等の求人情報の「母子家庭等就業・自立センター」への提供
- ④ 母子福祉団体等からの物品・役務の調達促進

などの取組を行う予定である。

特別措置法では、地方公共団体は、民間事業者に対する就業支援への協力の要請及び母子福祉団体等の受注機会の増大への努力に関して、国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努めるものとしてされていることから、上記③及び④の実施について、地方公共団体に対し別途要請することとしている。

(4) 母子家庭及び寡婦の生活の向上のための措置に関する基本的な方針について（関連資料25参照）

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。）は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条に基き定められ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、

個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

今般、特別措置法が成立したこと等に伴い、

- ・ 基本方針の対象期間を平成26年度までの7年間に延長すること
- ・ 父子家庭が対象となった施策について父子家庭を対象とするよう規定を改めること
- ・ 母子福祉団体等の受注機会の増大への「配慮」を「努力」に改め、その対象に母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）に規定されている独立行政法人及び特殊法人等を加えること
- ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意を加えること並びに母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表を加えること

等を検討しているところである。

基本方針の改正告示については、特別措置法の施行日である平成25年3月1日に公布し、同日から適用することを予定している。

都道府県等におかれては、今後、母子及び寡婦福祉法に基づく自立促進計画を改定する際には、今回改正した基本方針に即したものとなるようお願いする。

7. 児童虐待防止対策について

(1) 児童虐待の現状について（関連資料26参照）

昨年11月に公表した平成23年度の「福祉行政報告例」によれば、平成23年度における児童相談所での児童虐待相談対応件数は59,919件であり、児童虐待防止法施行前の平成11年度の5.2倍となり、過去最高を更新している。また、厚生労働省が把握した平成22年度における児童虐待による死亡事例は82事例・98人となっている。児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、引き続き、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が連携・協力して、児童虐待防止対策を強力に推進していく必要がある。

(2) 子ども虐待による死亡事例等の検証について

① 第8次報告を踏まえた対応について（関連資料27参照）

昨年7月にとりまとめられた厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」（以下「第8次報告」という。）では、地方公共団体に対する提言として、①虐待の発生及び深刻化の予防、②虐待対応機関の体制の充実、③虐待の早期発見と早期対応、④地域での連携した支援について提言がなされた。

これを受け、厚生労働省から『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について」（平成24年7月26日付雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）をお示ししている。改めて通知で示した内容にご留意いただくとともに、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き積極的な対応をお願いする。

② 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について

虐待の発生及び深刻化を予防するためには、要支援児童や特定妊婦などの養育支援を特に必要とする家庭への早期からの支援が重要である。このため、これらの家庭の把握と支援について留意すべき事項について整理し、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）としてお示ししている。特に、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けていない家庭への対応や、要保護児童対策地域協議会を活用した継続的な支援が重要であることから、管内市町村と連携した

積極的な取組をお願いする。

③ 児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化について

(関連資料28参照)

医療機関との連携体制の整備については、これまでも関連通知により取組をお願いしてきたところであるが、児童相談所及び市町村と医療機関が情報共有するに際して必要となる守秘義務や個人情報保護の考え方など、医療機関との積極的な連携において留意すべき事項について整理し、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日付雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)としてお示ししている。本通知を参考に管内市町村や医療機関との連携を強化されたい。

(3) 平成24年度補正予算案及び平成25年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について

① 子育て支援交付金事業の安心こども基金への組み替えについて(平成24年度補正予算案)

平成24年度補正予算案では、安心こども基金の積み増し・延長が盛り込まれた。この中で、これまで子育て支援交付金の対象事業として実施されてきた児童虐待防止対策関係事業が安心こども基金対象事業として組み替えられている。これに伴い、国が市町村に直接1/2相当を交付する仕組みから、都道府県に積み立てられた基金(原資は国が支出)に変更となっている。

【子育て支援交付金から安心こども基金に組み替える児童虐待防止対策関連事業】

・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐ。

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るためのコーディネーター等の専門性強化を図るための取組や、ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

② 安心こども基金による「児童虐待防止対策緊急強化事業」について
(関連資料29参照)

安心こども基金による「児童虐待防止対策緊急強化事業」については、これまで一定の実績があり、地方自治体からも事業の継続について要望があったところ。

その一方で、安心こども基金で実施する事業は、基金事業として時間的に実施し、毎年度の補正予算により事業の実施期限が延長されるものであるという側面もあった。

このため、平成24年度補正予算案による安心こども基金の積み増し・延長にあたり、児童虐待防止対策緊急強化事業が実施されている間の実績も踏まえ、それぞれの事業について、

- ・当初予算により、継続して安定的に実施していく性格の事業
- ・各年度の補正予算により、基金事業として実施していく性格の事業の整理を行った。

その結果、児童虐待防止対策緊急強化事業のうち、以下の事業について、当初予算化することにより継続して安定的に実施できるようにし、児童虐待防止対策の一層の推進を図るため、必要な経費を平成25年度予算案に計上した(当初予算化する事業については、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」に移行し、補助率は、他の事業と同様1/2を予定)。

- ・ 児童の安全確認等のための体制強化
- ・ 児童虐待防止対策強化のための広報啓発
- ・ 児童虐待防止対策強化のための資質の向上

【安心こども基金における児童虐待防止対策緊急強化事業の整理】

- ① 児童の安全確認等のための体制強化 →当初予算化
虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等強化のための補助職員の配置
- ② 児童虐待防止対策強化のための広報啓発 →当初予算化
児童虐待の通告先等の周知や意識啓発等の広報啓発の実施
- ③ 児童虐待防止対策強化のための資質の向上 →当初予算化
児童相談所や市町村職員等の資質の向上や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等の実施
- ④ 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善 →基金事業として存続
備品の整備、児童の指導記録作成・管理のためのシステム環境の構築
- ⑤ 児童虐待防止緊急対応強化の取組 →基金事業として存続
児童虐待防止対策の創意工夫に満ちた取組の実施

各都道府県等におかれては、今回の当初予算化の趣旨を十分ご理解

いただき、管内市町村への周知をお願いするとともに、児童相談所・市町村の体制強化等に資するこれらの事業について、積極的な活用をお願いする。

(4) 児童相談所・市町村における虐待防止対策について

① 児童相談所の体制強化等について

ア 児童福祉司の配置について

子どもの安全確認・安全確保の強化等の観点から、児童相談所の体制強化を図ることが課題となっている。こうした役割を中心的に担う児童福祉司については、平成 24 年度地方交付税措置において、標準団体（人口 170 万人）当たり 34 人の配置が可能な経費が計上されているが、平成 25 年度地方財政措置においても児童相談所の体制強化（児童福祉司の増員）が予定されている。

なお、地域によっては、平成 24 年度地方交付税措置がなされている児童福祉司数（人口 5 万人に 1 人）を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いする。また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保や現任職員に対する研修の実施等を通じて、専門性の確保と向上に努めていただきたい。

イ 親権に係る制度の活用について

平成 23 年 6 月に成立した民法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）については、昨年 4 月 1 日から施行された。

本法律により、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度の創設、法人又は複数の未成年後見人の選任が可能となるなどの措置が講じられるとともに、里親委託中等の親権者等がない児童の親権を児童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置が講じられた。

これらの新たな制度の運用方法等については、児童相談所運営指針の改正（平成 24 年 3 月 21 日付雇児発 0321 第 2 号雇用均等・児童家庭局長通知）や「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」（平成 24 年 3 月 9 日付雇児総発 0309 第 1 号）等によりお示ししているところであり、これらを踏まえ、本制度の効果的な活用をお願いする。

また、平成 25 年度予算案の「児童虐待・DV 対策等総合支援事業」において、

- ・未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害保険料の補助
 - ・未成年後見人の対象となる法人等に対する研修
- に必要な経費の補助を引き続き行うこととしているので、積極的な活用を検討いただきたい。

② 市町村における虐待防止対策について

ア 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、支援を必要とする家庭を早期に把握するために重要な事業であり、また、養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等によって把握した家庭に対して継続して支援を行うことで、家庭の養育力の向上を図り、児童虐待等を予防することに資する重要な事業である。

両事業とも、児童福祉法で市町村に実施の努力義務が課せられており、平成 23 年 7 月現在、乳児家庭全戸訪問事業については 92.3 %、養育支援訪問事業については、62.9 %の市町村で実施している。既に実施している市町村の引き続きの取組はもとより、未だ実施していない市町村に対して実施を促すなど、事業の推進に特段のご配慮をお願いする。

各事業の実施方法については、「乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 16 日付雇児発第 0316001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「養育支援訪問事業ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 16 日付雇児発第 0316002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）や、自治体の工夫した取組を「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」として取りまとめているので、市町村の助言等において活用をお願いする。

イ 要保護児童対策地域協議会の機能強化等

市町村における児童虐待対応は、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関が情報共有し、適切な連携のもとに支援を行う仕組みとしている。

要保護児童対策地域協議会については、平成 23 年 4 月 1 日現在で 99.5 %の市町村が設置しており、ほぼすべての市町村で設置されている状況であるが、今後はその機能強化が課題である。

厚生労働省では、昨年 12 月に、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用している自治体の事例について、「要保護児童対策地域協

議会の実践事例集」として取りまとめ、各自治体に対して情報提供している。本事例集を参考とするとともに、前述の「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」(安心こども基金)の積極的な活用により、機能強化の取組を推進していただくよう、市町村に対する働きかけをお願いする。

ウ 市町村の児童家庭相談体制強化

市町村の児童家庭相談窓口に従事する職員は平成 23 年 4 月 1 日時点で 7,017 名であり、前年度比で 368 名増となった。また、そのうち一定の専門資格を有する職員は 4,654 名 (66.3%)、前年度比 284 名増であった^(注)。このように市町村の担当職員の配置について充実が図られてきているが、引き続き、業務量に見合った人員配置を進めていただくとともに、職員の専門性確保のため、児童相談所等による市町村職員向けの研修を開催するなど、都道府県による積極的な支援をお願いする。

(注) 人数については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県内の市町村を除いた数

(5) 措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について

今年度に入り、児童福祉施設に入所していた児童が、家庭復帰後に虐待を受け死亡した事例が続いて発生した。

このような事実を重く受け止め、先般、厚生労働省から各都道府県等に対して、「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」(平成 24 年 11 月 1 日付雇児総発 1101 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により、改めて家庭復帰の際の対応に徹底を期すことをお願いしたところである。

家庭復帰に係る適切なアセスメントと支援の実施については、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(平成 20 年 3 月 14 日付雇児総発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添)により、留意点等を示しているところであり、本ガイドラインを踏まえた対応の徹底を改めてお願いする。

また、施設等から家庭復帰した事例については、児童相談所においてそれぞれ児童の安全確認や対応状況等の再確認をお願いしているところ。事例を引き継いだ市町村とも緊密に連携し対応するようお願いする。

8. 妊婦健康診査の公費助成に関する財源の見直しについて (関連資料30, 31参照)

妊婦健診については、妊婦の健康管理に必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、既に地方財政措置されている5回分に加え、平成20年度から、残りの9回分の公費助成を補正予算により基金を創設して実施しているところである。

妊婦健康診査支援基金については、「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について」（平成25年1月27日三大臣合意（総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣））に基づき、これまでの補正予算に替わり、平成25年度以降は、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行することとしたところである。

各自治体におかれては、妊婦健診の公費助成が安定的・継続的に実施され、地域において安心・安全に妊娠し出産できる環境づくりが進むよう、引き続き積極的な取り組みをお願いします。

9. 小児慢性特定疾患対策の中間報告について (関連資料32参照)

小児慢性特定疾患対策については、今日的視点で、改めて小児慢性特定疾患児への支援の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会」を設置した。

当専門委員会は、平成24年9月から平成25年1月にかけて、計6回開催し、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方に関する基本的考え方及び慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方に関する課題と方向性を中間報告として取りまとめた。

今後、示された方向性に基づき、厚生労働省において、検討を深めていく。

(予 算 案 概 要)

平成 25 年度予算案の概要 (雇用均等・児童家庭局)

待機児童解消のため、保育所などの受入児童数の拡大や放課後児童クラブの充実を図るとともに、地域の子育て支援、児童虐待防止対策、社会的養護の充実、ひとり親家庭支援、母子保健医療対策等を推進し、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、女性の活躍促進に向けて、ポジティブ・アクションの取組みを推進するとともに、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援策を推進する。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保などにより、安心して働くことのできる環境を整備する。

《主要事項》

第 1 子どもを産み育てやすい環境づくり

- 1 待機児童の解消などに向けた取組み
- 2 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実
- 3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 4 母子保健医療対策の推進
- 5 児童手当制度
- 6 仕事と育児の両立支援策の推進（再掲）

第 2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

- 1 女性の活躍促進
- 2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進
- 3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	平成 24 年度 当初予算額	平成 25 年度 予 算 案	増▲減額	伸び率
一般会計	20,229	20,018	▲211	▲1.0%
<p>※24年度補正予算案と25年度予算案とを一体的なものとして、「15か月予算」として編成 $561(24年度補正予算案) + 20,018(25年度予算案) = 20,579$</p>				
年金特別会計				
子どものための 金銭の給付勘定				
うち、児童育成事業費	633	657	24	+3.8%
労働保険特別会計	123	88	▲35	▲28.3%
労災勘定	4.2	3.5	▲0.7	▲16.3%
雇用勘定	118	84	▲34	▲28.7%
東日本大震災復興 特別会計	8	34	26	+321%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

1 待機児童の解消などに向けた取組み

(平成24年度当初予算額)

(平成25年度予算案)

4,612億円 → 4,961億円

(1) 待機児童解消策の推進など保育の充実

4,611億円

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大(約7万人増)を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育(保育ママ)(1万人→1.3万人)、延長保育(58.0万人→60.2万人)、休日・夜間保育(休日:10万人→11万人、夜間:224か所→252か所)、病児・病後児保育(延べ143.7万人→延べ171.8万人)などの充実を図る。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○待機児童解消のための保育士の確保

438億円

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を実施する。(安心こども基金)

○保育や地域の子育て支援の充実等

118億円

認定こども園等における保育の充実、地域子育て支援拠点事業について子育て家庭への情報集約・提供などの「利用者支援」を行うなどの機能強化、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図る。(安心こども基金)

また、従来子育て支援交付金において行ってきた事業について、平成27年4月から実施される予定の子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充する。

(2) 放課後児童対策の充実

316億円

放課後児童クラブについて、保育の利用者が就学後に引き続き利用できるよう、か所数の増(26,310か所→27,029か所)を図る。

(3) 児童福祉施設などの災害復旧に対する支援(復興)

34億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画で、平

成 25 年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実

963億円 → 989億円

(1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実

968億円

①児童虐待防止対策の推進【一部新規】

児童相談所などの専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、未成年後見人制度の普及促進などを行う。

さらに、これまで安心こども基金において行ってきた児童の安全確認等のための体制強化事業、児童虐待防止対策強化のための広報啓発事業と資質向上事業を、平成 25 年度から当初予算に計上して実施する。

②家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料の助成（月額 10 万円）や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

(参考)【平成 24 年度補正予算案】

○児童養護施設等の家庭的養護への転換

4.1 億円

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、入所児童を地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、交付基礎点数を嵩上げし、小規模グループケア化のための改築やグループホームの創設等の施設整備を促進する。

③被虐待児童などへの支援の充実【一部新規】

児童家庭支援センターなどにより、在宅の子どもや保護者の虐待などに関する相談・支援を行う。

また、児童養護施設の心理療法担当職員の配置の推進、母子生活支援施設の特別生活指導費加算の充実を図るとともに、これまで安心こども基金において行ってきた職員の資質向上のための研修事業を、平成 25 年度から当初予算に計上して実施する。

④要保護児童の自立支援の充実【一部新規】

現在、児童養護施設などに入所している高校生に支給している自立に役立つ資格取得に必要な経費を、中卒・高校中退などの児童にも支給する。

また、これまで安心こども基金において行ってきた退所者等の就業支援事業を、平成 25 年度から当初予算に計上して実施する。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止(一部再掲) 57億円

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所などで行う相談、保護、自立支援などの取組みを推進する。

3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,857億円 → 1,921億円

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援などの推進 98億円

母子家庭の母などへの就業支援、養育費の確保や面会交流の支援など総合的な自立支援施策を推進する。

高等技能訓練促進費等事業については、これまで補正予算を活用した暫定的な措置であったものを、平成 25 年度から所要の見直しを行うとともに当初予算に計上することにより、安定的な事業実施を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援 1,823億円

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当を支給する。

また、母子家庭などの自立を促進するため、技能取得などに必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療対策の推進

271億円 → 259億円

(1) 妊婦健康診査の公費助成

妊婦健康診査の公費助成については、これまで補正予算により基金事業の延長を重ねてきたが、平成 25 年度以降は、地方財源を確保し地方財政措置を講じることにより、恒常的な仕組みへ移行する。

また、離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援についても、地方財政措置が講じられる。

(2) 不妊治療などへの支援 92億円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に必要な費

用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、不育症に悩む人への相談体制の充実を図る。

(3) 小児の慢性疾患などへの支援 165億円

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する（小児慢性特定疾患治療研究事業）。なお、難病対策の法制化等の取組みと併せ、取組みを進める。

また、未熟児の養育医療費の給付などを行う。

5 児童手当制度 1兆4,585億円 → 1兆4,311億円

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

6 仕事と育児の両立支援策の推進（再掲・7ページ参照） 92億円 → 73億円

第2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

1 女性の活躍促進 5.7億円 → 6.1億円

(1) 女性の活躍促進のための直接的な働きかけ【一部新規】

5.0億円

ポジティブ・アクション（女性の活躍促進）を支援するため、新たに雇用均等指導員（均等担当）（仮称）を設置し、企業に対する直接的な働きかけを強化する。

(2) ポジティブ・アクションの取組みの推進【一部新規】 1.1億円

専用ポータルサイト等での開示を促進するとともに、企業の労使で男女の均等度合いを把握してポジティブ・アクションにつなげるための事業を実施する。

また、新たに、メンター（※1）やロールモデル（※2）の確保・育成が困難な中小企業がネットワークをつくり、女性の相互研鑽、研修などを行う仕組みづくりを支援する。

（※1）メンター：後輩からの仕事・キャリア等の相談相手となりつつ助言、指導、支援をし人材育成する人物

（※2）ロールモデル：職業人として模範、手本となる、又は目指したい人物

2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進

92億円 → 73億円

(1) 両立支援に取り組む事業主への助成金の支給【一部新規】

67億円

働き続けながら育児・家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、子育て期における短時間勤務制度を導入し労働者に利用させるなど、雇用環境の整備を行う事業主に助成金を支給する。

また、期間雇用者に育児休業を取得させ、復職させた事業主に助成金を支給する（期間雇用者継続就業支援コースの新設）ことにより、期間雇用者の育児休業の取得を促進し継続就業を支援する。

さらに、事業主が女性の活躍促進について取り組むことを宣言し、成果があった場合に、助成金を上乗せ支給する制度を創設する。

(2) 仕事と育児の両立支援に関する雇用管理改善事業の実施 4.9億円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、期間雇用者の育児休業や短時間勤務の取得などに関する好事例の収集・普及を行うとともに、イクメンプロジェクトの実施などにより、男性の育児休業の取得を促進する。

(3) 仕事と介護の両立支援事業の実施【新規】

30百万円

労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進するため、企業向けの両立支援対応策モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や両立モデルなどを内容とする労働者向け事例集の作成、シンポジウムの開催などを行う。

(4) 育児・介護休業法の円滑な施行

62百万円

育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導などの強化により、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進を図る。

(5) 中小企業における次世代育成支援対策の推進

22百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定などが行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取り組みを行うよう周知・啓発に取り組む。

3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進 **【一部新規】**

25億円 → 15億円

パートタイム労働法制の整備を進め、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成措置の活用による支援、職務分析・職務評価の導入支援を行うとともに、新たにパートタイム労働者の活躍を推進する雇用管理改善の取り組みの普及促進を行う。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成措置の活用による支援などを行う。

(※) 均衡待遇・正社員化推進奨励金（パートタイム労働者の正社員転換等を推進）については、他の非正規雇用対策関連の助成金と整理・統合し、平成 25 年度からは有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト（仮称）における包括的な助成措置として実施する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

3. 4 億円 → 1. 4 億円

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（再掲） 97 百万円

短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成措置の活用による支援などを行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保 41 百万円

在宅就業を良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者と仲介機関など発注者を対象とした支援事業を実施する。

(連絡事項)

1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成 25 年度予算案において、23 億円計上したところであり、協議等について、今後、決定次第お知らせする。

また、平成 24 年度補正予算案においては、児童養護施設等の小規模化等の整備を促進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として 4 億円計上し、小規模グループケア化のための改築やグループホームの創設等の整備を促進する。この場合、交付額の嵩上げ（1.35 倍）を可能としているので積極的にご活用いただきたい。

② 安心子ども基金について

平成 20 年度～平成 23 年度の各補正予算において予算化された安心子ども基金において、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしているが、平成 24 年度予備費及び平成 24 年度補正予算案において、積み増しを行うとともに事業の実施期限を平成 25 年度末まで延長することとしたところである。

また、保育所の整備事業等について、平成 25 年度中に工事に着手し、26 年度に完了が見込まれる場合には助成対象とすることとしているので積極的にご活用いただきたい。

③ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金について

平成 21 年度第 1 次補正予算において予算化された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金において、児童養護施設等の児童入所施設等の耐震化整備等を実施することとしているが、平成 24 年度補正予算案において、積み増しを行うとともに事業の実施期限を平成 25 年度末までに延長しているため積極的にご活用いただきたい。

④ 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和 62

年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

とりわけ、乳児院などについては、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)が平成21年4月1日に施行され、スプリンクラー設備は延べ面積275㎡以上、自動火災報知器及び消防機関へ通報する火災報知設備は規模に関わらず設置が義務づけられていることから、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

イ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県市におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、地震、集中豪雨など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所(利用)していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、各施設の防災対策について、今一度点検、確認などを行うとともに、問題点については速やかな改善措置を講ずるよう指導されたい。

ウ 地すべり防止区域等に所在する社会福祉施設の防災対策について

地すべり防止区域等災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設については、「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」(平成11年1月29日社援第212号)をもって、関係省庁と連携して、社会福祉施設の立地状況を踏まえた総合的な土砂対策を講じるよう通知しているところであるが、各都道府県市におかれても、関係部局との連携を強化し、指定区域等に所在する社会福祉施設の防災対策に留意されたい。